

平成 24 年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について（概要）

平成 17 年 4 月に施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成 24 年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

◀調査対象▶

○ 対象機関

- ・ 国の行政機関（44 機関）
- ・ 独立行政法人等（206 機関）

○ 対象期間

平成24年 4 月 1 日から25年 3 月31日までの状況について、平成25年 3 月31日現在で調査

1 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、識別される個人の数が 1,000 人以上のものにつき個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

平成 25 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に記載された個人情報ファイルの数は、次のとおり。

（単位：ファイル）

	行政機関	独立行政法人等
個人情報ファイル数	60,754	12,686
（参考）平成 23 年度	60,482	12,272

○ 個人情報ファイル数の機関別内訳

（単位：ファイル）

行政機関	平成 24 年度	平成 23 年度
国税庁	53,666	53,308
法務省	4,560	4,641
農林水産省	718	718
厚生労働省	402	402
総務省	315	317
その他	1,093	1,096
計	60,754	60,482

独立行政法人等	平成 24 年度	平成 23 年度
国立病院機構	3,985	3,937
日本司法支援センター	961	961
筑波大学	520	516
国立高等専門学校機構	374	367
九州大学	359	404
その他	6,487	6,087
計	12,686	12,272

(2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合や、社会公共の利益になる場合、本人の同意がある場合に限り、認められている。

平成 24 年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、次のとおり。

(単位：ファイル)

	行政機関	独立行政法人等
法令に基づく場合(注1)	2,722	260
(参考) 平成 23 年度	3,407	214
社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合(注2)	233	261
(参考) 平成 23 年度	479	218

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、行政機関、独立行政法人等が国税徴収法第 141 条に基づく検査において保有個人情報を提供したものなどがある。

2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、例えば、宮内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合などがある。

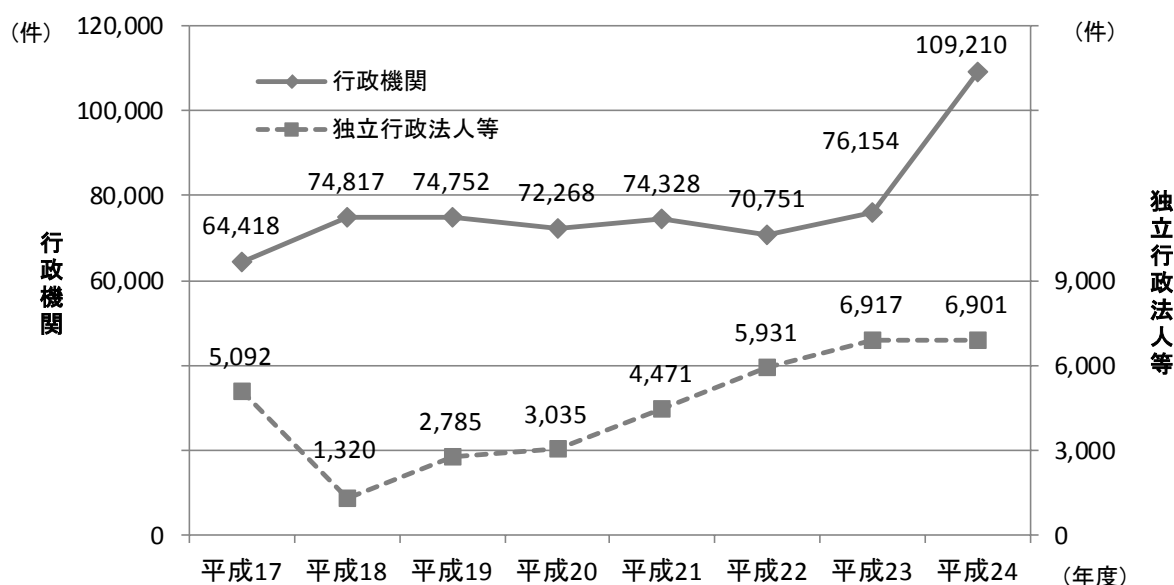
2 開示・訂正・利用停止請求の状況

(1) 請求件数

平成 24 年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では 109,210 件と過去最多となり、独立行政法人等では 6,901 件と前年度より減少している。

なお、行政機関における開示請求の件数が大幅に増加しているが、これは、平成 24 年 7 月に外国人登録制度が廃止されたことに伴い、法務省が市区町村から回収した外国人登録原票に関する開示請求を受け付けることとなったことが主な理由である。

○ 開示請求件数の推移



○ 開示請求件数の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	平成 24 年度	平成 23 年度	独立行政法人等	平成 24 年度	平成 23 年度
国税庁	66,207	64,542	東京大学	4,222	4,695
法務省	36,191	5,087	東京学芸大学	648	581
厚生労働省	4,441	3,860	埼玉大学	313	185
人事院	1,015	1,207	東京医科歯科大学	218	186
金融庁	659	797	日本年金機構	170	133
その他	697	661	その他	1,330	1,137
計	109,210	76,154	計	6,901	6,917

○ 開示・訂正・利用停止請求の件数

(単位：件)

	年 度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	平成 24 年度	109,210	6,901
	(参考)平成 23 年度	76,154	6,917
訂正請求	平成 24 年度	12	38
	(参考)平成 23 年度	16	12
利用停止請求	平成 24 年度	0	2
	(参考)平成 23 年度	2	8

(2) 開示・訂正・利用停止決定等の件数

平成 24 年度には、行政機関では、開示請求に係る決定が 106,916 件なされ、このうち、全部を開示する決定が 45,315 件 (42.4%)、一部を開示する決定が 59,376 件 (55.5%)、不開示の決定が 2,225 件 (2.1%) となっており、全部を開示する決定の割合が前年度より増加している。

また、独立行政法人等では、開示請求に係る決定が 6,957 件なされ、このうち、全部を開示する決定が 6,474 件 (93.1%)、一部を開示する決定が 349 件 (5.0%)、不開示の決定が 134 件 (1.9%) となっており、前年度とほぼ同様の状況がみられる。

(単位：件、%)

	年 度	行政機関				独立行政法人等			
		計	開示・訂 正・利用 停止決定 (全部)	開示・訂 正・利用 停止決定 (一部)	不開示・ 不訂正・ 不利用停 止決定	計	開示・訂 正・利用 停止決定 (全部)	開示・訂 正・利用 停止決定 (一部)	不開示・ 不訂正・ 不利用停 止決定
			(%)	(%)	(%)		(%)	(%)	(%)
開示 請求	平成 24 年度	106,916 (100)	45,315 (42.4)	59,376 (55.5)	2,225 (2.1)	6,957 (100)	6,474 (93.1)	349 (5.0)	134 (1.9)
	(参考) 平成 23 年度	75,806 (100)	17,565 (23.2)	56,790 (74.9)	1,451 (1.9)	6,947 (100)	6,470 (93.1)	356 (5.1)	121 (1.7)
訂正 請求	平成 24 年度	12 (100)	5 (41.7)	0 (0)	7 (58.3)	36 (100)	0 (0)	2 (5.6)	34 (94.4)
	(参考) 平成 23 年度	15 (100)	3 (20.0)	0 (0)	12 (80.0)	13 (100)	1 (7.7)	0 (0)	12 (92.3)
利用 停止 請求	平成 24 年度	0 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	2 (100)
	(参考) 平成 23 年度	3 (100)	0 (0)	0 (0)	3 (100)	8 (100)	0 (0)	0 (0)	8 (100)

(3) 不服申立て

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、行政機関の長に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。また、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成 24 年度にされた不服申立ての件数は次のとおり。

(単位：件)

	年 度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	平成 24 年度	187	79
	(参考) 平成 23 年度	206	58
訂正請求	平成 24 年度	5	8
	(参考) 平成 23 年度	7	6
利用停止請求	平成 24 年度	0	2
	(参考) 平成 23 年度	3	3

(4) 訴訟

平成 24 年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、次のとおり。

(単位：件)

年 度	行政機関	独立行政法人等
平成 24 年度	19	8
(参考)平成 23 年度	24	2

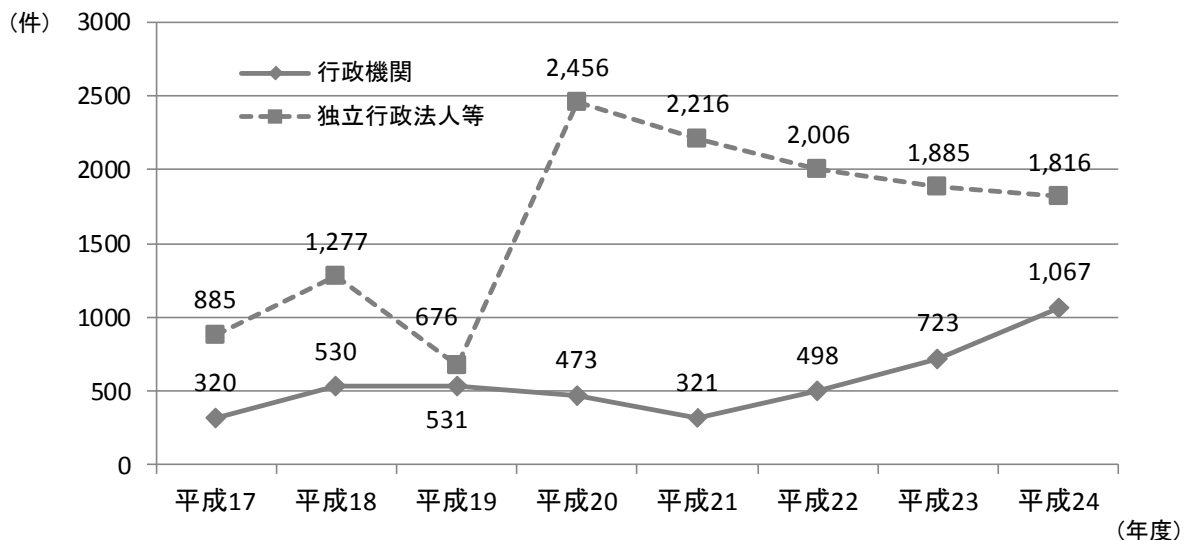
3 個人情報の漏えい等事案の状況

(1) 漏えい等事案の発生状況

平成 24 年度に、個人情報の漏えい、滅失、き損（以下「漏えい等」という。）が発生した又は発生のおそれがあると認められた事案の件数は、行政機関では 1,067 件と前年度より増加しており、独立行政法人等では 1,816 件と前年度より減少している。

これらの事案を発生形態別にみると、行政機関では誤送付・誤送信（49.3%）が最も多く、独立行政法人等では紛失（67.1%）が最も多くなっているが、その多くは配送事故（配送を請け負った事業者による誤送付、紛失）である。

○ 漏えい等事案件数の推移



- (注) 1 平成 20 年度以降、配送事故を漏えい等事案の内数として計上することとした。
 2 行政機関の漏えい等事案件数については、平成 23 年度以前は一部府省において把握されていない事案がある。

○ 漏えい等事案件数の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	平成 24 年度	平成 23 年度
国税庁	494 (330)	494 (315)
厚生労働省	322 (18)	74 (1)
法務省	117 (4)	66 (5)
その他	134 (1)	89 (1)
計	1,067 (353)	723 (322)

独立行政法人等	平成 24 年度	平成 23 年度
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	1,196 (1,121)	1,275 (1,166)
日本年金機構	320 (36)	292 (16)
住宅金融支援機構	82 (22)	102 (25)
その他	218 (15)	216 (14)
計	1,816 (1,194)	1,885 (1,221)

(注) () 内は配送事故によるもので、内数。

○ 漏えい等事案件数の発生形態別内訳

(単位：件、%)

	漏えい等事案件数の発生形態別										
	発生形態別										その他
	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失		ネット上に流出	盗難	うち			
うち配送事故				うちコンピュータ・ウイルスによるもの							
行政機関	1,067 (100)	526 (49.3)	335 (31.4)	110 (10.3)	40 (3.7)	278 (26.1)	15 (1.4)	17 (1.6)	1 (0.1)	7 (0.7)	33 (3.1)
(参考) 平成 23 年度	723 (100)	414 (57.3)	317 (43.8)	50 (6.9)	17 (2.4)	217 (30.0)	5 (0.7)	6 (0.8)	2 (0.3)	2 (0.3)	17 (2.4)
独立行政法人等	1,816 (100)	467 (25.7)	111 (6.1)	59 (3.2)	0 (0)	1,219 (67.1)	1,083 (59.6)	12 (0.7)	2 (0.1)	25 (1.4)	34 (1.9)
(参考) 平成 23 年度	1,885 (100)	448 (23.8)	108 (5.7)	59 (3.1)	4 (0.2)	1,297 (68.8)	1,113 (59.0)	6 (0.3)	2 (0.1)	25 (1.3)	46 (2.4)

(注) 一部府省の一部事案件の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案件数の件数」と「発生形態別」の各項目の合計は一致しない。

(2) 漏えい等事案の規模

漏えい等事案に係る個人情報に含まれる個人の数、5人以下のものが、行政機関では849件(79.6%)、独立行政法人等では1,656件(91.2%)と最も多くなっているが、1,000人を超えるものも見られる。

(単位：件、%)

	漏えい等事案の件数					
		個人の数				
		1人～5人	6人～50人	51人～100人	101人～1,000人	1,001人～
行政機関	1,067 (100)	849 (79.6)	103 (9.7)	24 (2.3)	31 (2.9)	4 (0.4)
独立行政法人等	1,816 (100)	1,656 (91.2)	87 (4.8)	28 (1.5)	34 (1.9)	11 (0.6)

(注) 一部府省の一部事案の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案の件数」と「個人の数」の各項目の合計は一致しない。

(3) 漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟

平成24年度に提起された漏えい等事案に対する損害賠償(国家賠償)請求訴訟の件数は、1件である(法務省)。

4 監査・点検の状況

総務省では、各機関における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(以下「指針」という。)を策定し、各機関では、この指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程(個人情報保護管理規程)を定め、監査・点検等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

(1) 監査の状況

指針では、監査責任者(内部監査等を担当する部局の長等)は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査を行うことを求めている。

平成24年度の監査実施率は、行政機関では93.2%と前年度より減少し、独立行政法人等では91.7%と前年度より増加している。

(単位：機関、%)

	行政機関	独立行政法人等
監査の実施機関数(監査実施率)	41(93.2)	188(91.7)
(参考)平成23年度	41(100)	184(90.2)

(2) 点検の状況

指針では、監査とともに、各機関の保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期的に又は随時に点検を行うことを求めている。

平成 24 年度に点検を実施した保護管理者数の割合は、行政機関では 98.8%、独立行政法人等では 80.5%となっており、独立行政法人等における同割合が行政機関に比べて低い状況がみられる。

(単位：人、%)

年度	行政機関		独立行政法人等	
	保護管理者数	うち点検を実施した保護管理者の数 (割合)	保護管理者数	うち点検を実施した保護管理者の数 (割合)
平成 24 年度	27,251	26,927 (98.8)	9,453	7,605 (80.5)
(参考)平成 23 年度	27,111	26,668 (98.4)	9,328	7,442 (79.8)